

福 井 県

『第2次福井県自転車活用推進計画（案）』に関する 県民パブリックコメント意見募集の結果

令和7年3月25日
福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課

「第2次福井県自転車活用推進計画（案）」について、県民の皆様から貴重な御意見をいただき、厚くお礼申し上げます。提出されました御意見の概要等を、以下のとおり公表します。

- 1 募集期間
令和7年2月17日（月）～3月3日（月）
- 2 意見件数（意見提出者数）
6件（2名、1団体）
- 3 提出された御意見の概要および県の考え方
別紙資料のとおり
- 4 問い合わせ先
福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課
電 話：0776-20-0774
F A X：0776-20-0729
アドレス：kotsuka@pref.fukui.lg.jp

**第２次福井県自転車活用推進計画（案）に関する
県民パブリックコメント意見の概要と県の考え方**

	意見概要	県の考え方
1	サイクリングルートの整備も大切だが、道路環境の維持管理も同時にお願いしたい。せっきくのサイクリングルート整備や歩道整備がされていても、時間がたつと雑草やクラックなどで通行が困難になったりしている。整備と維持管理・保全がセットになってより長く使用されるように希望する。	自転車利用者が安心してサイクリングを楽しむことができるよう、自転車通行空間を整備するとともに、適切に維持管理していきます。（３０頁、３２頁）
2	サイクリングマップは楽しみに見ている。これからもルート更新など刷新を続けていって欲しい。	本計画において「マップやＨＰでの分かりやすい情報発信」を施策の１つとして位置付けており、引き続きサイクリングルートの情報発信を行っていきます。（３８頁）
3	歩行者が安心して歩道を通行できるよう、また外国人に日本の自転車ルールや法律を覚えてもらうために、外国人技能実習生の受け入れ先の企業や学校で責任を持って指導することを義務化してほしい。	福井県では、外国人労働者等へ４か国語（英語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語）で「福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例」に関する情報発信をしています。 また、警察において外国人技能実習生を対象とした交通安全教室や自転車利用者の通行が多い地区における自転車指導啓発を行っています。 引き続き、外国人も含めた県民に対する自転車ルールの啓発活動を行っていきます。（４１頁）
4	官公庁や企業において、短距離の業務移動の際に自転車の利用を推進することに異論はないが、個人向けの自転車保険では、業務中に起こった賠償事故は補償されないため、この点は注意してほしい。	御意見を踏まえ、業務内でも安心して自転車を利用できるよう、保険加入の呼びかけについて追記しました。（３５頁）
5	高校生のヘルメット着用率を高める観点で、令和８年度からヘルメット着用を自転車通学の許可条件とする点については、事故被害防止の観点からも賛同する。	ヘルメット着用を推進するとともに、交通安全教育を進め、事故被害防止に努めます。（４２頁）
6	自転車は便利な乗り物である反面、加害事故を起こしてしまうと高額な賠償が発生することもあり得る。県が行う広報啓発活動につきましては、協力する。	ありがとうございます。自転車保険加入の促進等における広報警報啓発については、貴会をはじめ、関係者の皆様にご協力をいただきながら進めていきます。（４２頁）